

# 東北文教大学短期大学部子ども学科規程

(趣 旨)

第1条 東北文教大学短期大学部（以下「本学」という。）子ども学科規程は、本学学則第1条に規定する目的を達成するため教育目標等を明確にすることを趣旨とする。

(学科の目的)

第2条 本学の子ども学科は、「敬・愛・信」の建学の精神に則り、未来をつくる子どものために、豊かな人間性と社会性を兼ね備えた、保育・教育における総合的実践力を有する人材の育成を目的とする。

(教育目標)

第3条 本学子ども学科の教育目標は以下のとおりとする。

- (1) 多角的視野と総合的視野に裏付けされた思考と判断を持って保育が実践できる保育者を養成する。
- (2) 観察－分析－計画－実行のサイクルにより、向上的に保育が実践できる保育者を養成する。
- (3) 子どもの育ちを支えることができる、専門的知識と技術をもった保育者を養成する。
- (4) 日常的に保育者としての自覚を持ち、倫理観・道徳心のもと責任ある言動をとることができる保育者を養成する。
- (5) 子どもと共感できる、豊かな感性と情操を身につけた保育者を養成する。
- (6) 保育者としてのコミュニケーション能力を有し、職場において協働できる保育者を養成する。
- (7) 社会の一員としての教養を身につけ、生涯に渡り主体的に学ぶことのできる保育者を養成する。

(入学者受け入れの方針)

第4条 子ども学科の入学者受け入れの方針は、次の観点を満たしているものとする。

- (1) 本学科の特色を理解し、明確な勉学目的を有し、自己目標を達成するために意欲的に行動できること。
- (2) 本学科で学ぶための基礎学力があり、思考力と表現力を有していること。
- (3) 本学科が求める保育者としての人間性とコミュニケーション能力、礼儀作法、言葉遣い、生活習慣を身につけていること。
- (4) 広く社会への関心を持ち、問題意識や意見をもつことができること。

(教育課程編成の方針)

第5条 子ども学科の教育課程編成の方針を以下に示す。

- (1) 子ども学科の教育目標を達成するために、教育課程を「教養科目」「専門科目」で編成する。
- (2) 「教養科目」では、人間性と社会性を支える基礎的な教養と学習方法の習得を目的

とし、生涯にわたる研鑽の基礎となる科目を配する。

(3) 「専門科目」には、総合的実践力を養うため、次の三つの観点より科目を配する。

- ① 保育・教育の本質を理解し、保育を多角的に捉えるための科目を配する。
- ② 保育を総合的に計画・実践するための科目を配する。
- ③ 子どもの心身の育ちを支えるために必要な専門知識・技術を養うための科目を配する。

(教 員)

第6条 子ども学科の授業は、本学の専任教員、専任教員の兼担（以下「兼任教員」という）及び兼任教員が担当する。

(学 科 長)

第7条 子ども学科には学科長を置く。

2 学科長は子ども学科を代表し、子ども学科の業務を統括する。

(学科会議)

第8条 子ども学科運営に関する事項については、子ども学科会議において審議する。

(卒業要件)

第9条 子ども学科の卒業要件は、2年以上在学すること。

2 教養科目については8単位以上、専門科目については保育の本質・目的から6単位以上、保育の対象の理解から3単位以上、保育の内容と方法から6単位以上、保育展開のための知識・技術から4単位以上、卒業研究については2単位を含め、総計62単位とする。

(学位授与の方針)

第10条 子ども学科では、東北文教大学短期大学部学位規定に基づき、以下のことを身につけたものに学位を与える。

- (1) 保育・教育の本質を理解している。
- (2) 5領域を理解し、総合的に保育を計画し実践できる。
- (3) 保育を実践するための方法や技術を身につけている。
- (4) 保育者として相応しい言動ができる。
- (5) 保育者として子どもと共感できる、豊かな感性と情操を身につけている。
- (6) 自分の意見を発表するとともに、他人の意見に傾聴・共感することができる。
- (7) 社会人としての教養を身につけ、自ら問題を発見し解決していくことができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。